

○日本体育大学危機管理規程

平成20年7月23日

教授会制定

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 危機管理委員会(第3条～第9条)

第3章 危機管理に関する措置等(第10条～第13条)

第4章 危機対策本部(第14条～第17条)

第5章 雜則(第18条・第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本体育大学(以下「本学」という。)において発生し得る様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制・対処方法等を定めることにより、本学の学生及び教職員等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすこととする。

2 本学の危機管理について、他の法令等及び本学の諸規程等の定めによるものほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危機

災害、事件、事故、人権侵害、感染症、業務上の過失等に起因して、学生及び教職員の生命・身体又は本学の財産、名誉もしくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象又は状態をいう

(2) 危機管理

危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急時対応、また、危機が収束し、新たな被害の発生や拡大がないと判断された回復時の対応をいう

(3) 部局等

大学院、体育学部、スポーツ文化学部、スポーツマネジメント学部、児童スポーツ教

育学部、保健医療学部、日本体育大学クリニック、図書館、総合スポーツ科学研究センター、体育研究所、オリンピックスポーツ文化研究所、子どものからだ研究所、アスレティックデパートメント、ハイパフォーマンスセンター、コーチングエクセレンスセンター、スポーツ・トレーニングセンター、アドミッションセンター、教育企画センター、学生支援センター、教職センター、健康管理センター、国際交流センター、大学院教学センター、学生寮及び事務局をいう

(4) 部局長

前号に規定する部局等の長

第2章 危機管理委員会

(委員会の設置)

第3条 本学に、危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の庶務は、管理部庶務課及び広報課において処理する。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 危機管理体制の整備に関すること
- (2) 危機管理基本マニュアルの策定及び改訂に関すること
- (3) 危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施に関すること
- (4) その他危機管理に関し必要とする事項

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 学部長
- (5) 学長室長
- (6) 総合スポーツ科学研究センター長
- (7) アスレティックデパートメント長
- (8) 健康管理センター長
- (9) 学生支援センター長
- (10) 事務局長

- (11) 管理部長
 - (12) 健志台統括
 - (13) 学長が必要と認めた部局長
 - (14) その他学長が必要と認めた者
- (任期)

第6条 前条第14号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。この場合、当該出席者は、議事の決定に加わることはできない。

(専門部会)

第9条 委員会は、特定の事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、委員会が定める。

第3章 危機管理に関する措置等

(学長等の責務)

第10条 学長は、本学における危機管理を統括する。

2 部局長は、危機管理委員会と連携を図り、かつ、当該部局等における危機の管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第11条 学長及び部局長は、危機管理に関するマニュアル等資料の配布、研修及び訓練の実施等により、全学又は当該部局等における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

2 学長及び部局長は、法令及び本学の諸規程等に従い、学生、教職員及び近隣住民等が本学に起因する危機により被害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

- 3 学長及び部局長は、第2条第1号に規定する事象が発生した場合には、学生、教職員及び近隣住民等に対し、必要な情報提供を行うものとする。

(危機管理責任者)

第12条 学長の下に、各部局等における危機管理責任者を置く。

- 2 危機管理責任者は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理に当たる。

- 3 危機管理責任者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局長

(2) その他学長が指名する者

(報告等)

第13条 教職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、当該部局の危機管理責任者に報告するものとし、情報の伝達が滞ることのないように努めなければならない。

- 2 危機管理責任者は、前項の報告を受けたときは、当該危機の状況を確認の上、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 学長は、前項の報告を受けたときは、当該危機事象の対処方針等を危機管理責任者と協議し、決定するものとする。

第4章 危機対策本部

(対策本部の設置)

第14条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、副学長(企画・管理・運営担当)をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、副学長(教学・学生生活担当)、研究科長、学部長、学長室長、総合スポーツ科学研究センター長、アスレティックデパートメント長、健康管理センター長、学生支援センター長、事務局長、管理部長、健志台統括及び本部長が指名する部局長又は教職員をもって充て、対策本部の業務を処理する。ただし、事務局に次長を置く場合は次長を本部員とする。
- 6 対策本部の事務は、管理部庶務課が主管し、副学長(企画・管理・運営担当)の指名する関係部局等の教職員が参画する。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

- 第15条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に迅速に対処しなければならない。
- 2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
 - 3 対策本部は、その事案処理に当たり、本学の諸規程等により必要とされる所定の手続きを省略することができる。
 - 4 前項による場合、対策本部は、事案の対処の終了後に、学部長会及び教授会に報告しなければならない。

(部局等における危機への対処等)

- 第16条 部局長は、当該部局等のみに係る危機であり、当該部局等限りで対処することが適切と判断する事象については、その内容、対処方針、対処状況等を隨時学長に報告するものとする。この場合において、学長が当該部局長の判断にかかわらず対策本部を設置して全学的に対処することができる。

- 2 部局長は、当該部局等のみに係る危機事象であっても、全学的に対処すべきものと判断する場合は、学長に対し対策本部の設置を申し出るものとする。

(学長が不在の場合の措置)

- 第17条 学長が出張等により不在の場合は、第14条第3項の本部長は、企画・管理・運営担当の副学長とし、第14条第4項の対策本部副本部長は、教学・学生生活担当の副学長とする。

第5章 雜則

(雑則)

- 第18条 この規程の定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

- 第19条 この規程の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年11月2日から施行し、平成30年11月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。